

2007年4月施行

J S A F 外洋統括委員会 07新綱領

【目的】

- (1) J S A F 外洋統括委員会（以下：統括）は J S A F の外洋部門の統括組織として外洋艇を所管する。
- (2) 統括はその主な活動として外洋系組織及び外洋艇について大きく関わる諸問題・案件について議論しその方向性を決定する。
- (3) 統括は外洋系組織 加盟団体・特別加盟団体・クラブ・グループを含むの健全なる発展に寄与する。

【組織】

- (4) 統括の組織は統括委員長のもと、最高顧問、外洋系全国選出理事2名による副委員長、統括委員長を補佐する幹事長、水域加盟団体から推薦された各水域理事で編成する外洋加盟団体委員会、重要案件を協議検討する統括委員長特命の特別委員会、各専門分野を所管する外洋専門委員会にて構成する。
- (5) 外洋加盟団体委員会委員長は各水域の推薦母体を代表する立場、外洋専門委員長（以下：専門委員長）は担当する分野についてのオーソリティーの立場にて統括に参画するものとする。

【外洋専門委員会】

- (6) 専門委員長は必要の場合、担当する委員会を自ら組織・編成できる。但し構成員については統括委員長の事前承認を必要とする。
- (7) 統括委員長は必要に応じて新たなる外洋専門委員会を設置する。委員長は統括委員長が指名する。

【その他】

- (8) 統括の趣旨に反し、またその名誉を著しく侵害する役職者については統括委員長権限によって辞任を求めることとする。
- (9) 本綱領に示されない細目については別途協議することとする。

以上